

大切な方を亡くされた後の 手続きについて

このたびは謹んでお悔やみ申し上げます

ご遺族様による諸手続きをまとめましたので、ご一読ください



安来市

お亡くなりになった方にかかる手続きで該当する項目がございましたら、早めの手続きをお願いいたします。

【住民基本台帳、戸籍、介護、障害者手帳関係】

チェック	お亡くなりになった方が	手続きが必要な事項	お持ちいただくもの	窓口
	3人以上の世帯の世帯主であった場合	○ 世帯主変更届	● 届出人の本人確認ができる証明書(マイナンバーカード、運転免許証など) ※ 同一世帯以外の方が届出に來られる場合には委任状が必要です。	市民課 保険年金係 お亡くなり後の手続き窓口 (安来庁舎) 電話0854-23-3084
	印鑑登録をしていた場合	○ 印鑑登録証(カード)の返還は任意ですが、ご家族の方の印鑑登録証(カード)と混同されないようご注意ください。返還される場合はご持参ください。		
	介護保険の対象者(65歳以上)であった場合	○ 被保険者証、減額証等の返還 ○ 資格喪失届の提出(介護保険料の過払い等を精算します)	● 介護保険被保険者証等 ● 請求する方の通帳 (請求できる順位:①配偶者または子 ②孫 ③父母 ④祖父母 ⑤兄弟姉妹 ⑥甥姪) 《担当課》介護保険課 0854-23-3290	広瀬地域センター(広瀬庁舎) 電話0854-23-3200 伯太地域センター(伯太庁舎) 電話0854-23-3300
	各種手帳交付を受けていた場合	○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の返還	● お亡くなりになった方の各種手帳 《担当課》福祉課 0854-23-3216	

【市民課からのお願い】

◆ 死亡に関する戸籍が必要な場合、戸籍への記載が完了するのに約1週間かかります。急ぎで戸籍が必要な場合には、市民課までご連絡ください。(市民課:市民係 0854-23-3080)

◆ 死亡届書(死亡診断書)の写し(市長公印のあるもの)は原則非公開で、交付が制限されています。ただし、簡易保険や遺族年金等の請求時、戸籍法により定められた機関に対し、添付資料として提出が義務づけられている場合に限り、親族の方に対し交付することができます。※詳細は市民係へお問い合わせください。民間の保険会社へ提出する場合などは医療機関へご請求いただくことになりますのでご了承ください。

- 死亡届書(死亡診断書)の写し交付請求の際に必要なもの
 - ①簡易保険証書、厚生年金証書等の確認書類
 - ②請求者の本人確認ができる証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)
 - ③手数料350円
- 交付請求できる方
お亡くなりになった方の配偶者、直系親族、死亡届出人など



【国民健康保険、年金、後期高齢、福祉医療、特定医療関係】

チェック	お亡くなりになった方が	手続きが必要な事項	お持ちいただくもの	窓口
	公的年金を受給していた場合	○ 年金受給権者死亡届の提出 ○ 未支給年金の請求 …死亡された月分まで支給	● 年金証書(振込通知・改訂通知書等基礎年金番号がわかるもの) ● 請求する方のマイナンバーを確認できる書類 ● 請求する方の本人確認ができる証明書(マイナンバーカード、運転免許証など) ● 請求する方の通帳 (請求できる順位:生計を同じくしていた①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他の3親等内の親族)	市民課 保険年金係 お亡くなり後の手続き窓口 (安来庁舎) 電話 0854-23-3084 広瀬地域センター(広瀬庁舎) 電話 0854-23-3200 伯太地域センター(伯太庁舎) 電話 0854-23-3302
	国民年金に加入していた(公的年金を受給していなかった)場合	○ 資格喪失届の提出 …1号被保険者の方 ○ 死亡一時金の請求 …3年以上納付された方で老齢基礎年金・障がい基礎年金を受給していなかった方	● 年金手帳 ● 請求する方のマイナンバーを確認できる書類 ● 請求する方の本人確認ができる証明書(マイナンバーカード、運転免許証など) (請求できる順位:生計を同じくしていた①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他の3親等内の親族)	
	国民健康保険に加入していた場合	○ 国民健康保険資格確認書等の返還	● 世帯主のマイナンバーを確認できる書類 ● 来庁者の本人確認書類 ● 国民健康保険資格確認書	
		○ 葬祭費(30,000円)の支給申請 (申請者は喪主)	● 振込先となる預金通帳	
	国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主であった場合	○国民健康保険資格確認書等の差し替え …世帯主の氏名を変更します	● 世帯主と加入者全員のマイナンバーを確認できる書類 ● 来庁者の本人確認ができる証明書(マイナンバーカード、運転免許証など) ● 世帯全員の国民健康保険資格確認書	
	後期高齢者医療を受けていた場合	○ 後期高齢者医療資格確認書等の返還 ○ 相続人代表指定届の提出 …保険料、高額医療費を精算します	● 後期高齢者医療資格確認書 ● 振込先となる預金通帳 (相続人代表者となられる方の順位:①配偶者または子 ②父母 ③孫 ④祖父母 ⑤兄弟姉妹 ⑥甥姪) ※相続人代表者以外の口座へ振込を希望される場合は、相続人代表者の印鑑が必要です。	
		○ 葬祭費(30,000円)の支給申請 (申請者は喪主)	● 喪主の預金通帳 ※喪主以外の口座へ振込を希望される場合は、喪主の印鑑が必要です。	
	福祉医療を受けていた場合	○ 福祉医療証(資格証)の返還	● 福祉医療証(資格証)	
	特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちであった場合	○ 特定医療費(指定難病)受給者証の返還	● 特定医療費(指定難病)受給者証	

【児童福祉関係】

チェック	お亡くなりになった方が	手続きの内容	窓口
	児童手当を受給していた場合	○ 受給事由消滅届、未支払手当請求書の提出(お子様名義の通帳が必要です。)	子ども未来課(広瀬:健康福祉センター内1階) 電話 0854-23-3211
	児童扶養手当を受給していた場合	○ 健康福祉センター(安来市立病院となり)内にある子ども未来課までご連絡ください。	
	特別児童扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当を受給していた場合	○ 健康福祉センター(安来市立病院となり)内にある福祉課までご連絡ください。	福祉課(広瀬:健康福祉センター内1階) 電話 0854-23-3216

【市税関係】 相続が確定するまで、市税に関する書類等を送付する「代表者」を決めていただく手続き等が必要となります。

チェック	お亡くなりになった方が	手続きの内容	窓口
	固定資産税の課税がある場合	○ 相続人代表者届出書兼固定資産現所有者申告書(送付先変更届出書)の提出 ※ 土地や建物の相続による所有権移転登記の手続きは、不動産の所在地を管轄する法務局が申請の窓口です。詳しくは法務局へお問い合わせ下さい。 ※ 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。	松江地方法務局 電話0852-32-4200 税務課固定資産税係(安来庁舎) 電話 0854-23-3051
	軽自動車税の課税がある場合	○ 相続人代表者届出書兼固定資産現所有者申告書(送付先変更届出書)の提出 ※ 名義変更や廃車の手続きが必要となりますので、担当窓口にお問い合わせください。届出の方法等についてご説明いたします。	税務課市民税係(安来庁舎) 電話 0854-23-3040 広瀬地域センター(広瀬庁舎) 電話0854-23-3200 伯太地域センター(伯太庁舎) 電話0854-23-3300
	市県民税の課税がある場合	○ 相続人代表者届出書兼固定資産現所有者申告書(送付先変更届出書)の提出	
	国民健康保険税の課税がある場合	○ 相続人代表者届出書兼固定資産現所有者申告書(送付先変更届出書)の提出	
	市税の振替口座の名義人である場合	○ 市税の振替口座の変更 変更の手続き等についてご説明いたします。	
	未納の税金がある場合	○ 未納市税がある場合はご連絡ください。	税務課収納係(安来庁舎) 電話 0854-23-3043

【水道関係】

チェック	お亡くなりになった方が	手続きの内容	窓口
	水道使用者名義人、水道料金請求先に指定されていた場合	○ 使用者名義、請求先の変更を担当窓口まで電話でご連絡ください。 死亡された方が水道料金の振替口座の名義人であった場合、変更の手続き等についてご説明いたします。	水道管理課(伯太庁舎) 電話 0854-23-2020

【農地関係】

チェック	お亡くなりになった方が	手続きの内容	窓口
	農地を所有していた場合	○ 相続などにより農地の権利を取得した際には、農業委員会へ届出をする必要があります。 権利を取得したことを知った時点からおおむね10ヶ月以内に、届出書を提出してください。 ※この届出により相続の手続や不動産の登記はできません。登記については、法務局で申請を行ってください。	農業委員会事務局(伯太庁舎) 電話 0854-23-3360 松江地方法務局 電話 0852-32-4220

【山林関係】

チェック	お亡くなりになった方が	手続きの内容	窓口
	山林、保安林を所有していた場合	○ 森林の土地の相続人の方は、被相続人が亡くなった日又は相続に伴う遺産分割協議の終了の日から90日以内に、森林の土地の登記事項証明書等及び位置図を添えて担当窓口まで提出してください。 なお、相続発生から90日以内に分割協議が調わない場合は、その間に法定相続人の共有物として届出を行う必要があります。	農林振興課(伯太庁舎) 電話 0854-23-3338

【市営住宅関係】

チェック	お亡くなりになった方が	手続きの内容	窓口
	市営住宅に住んでいた場合	○ 担当までご連絡ください。	島根県住宅供給公社安来住宅管理事務所(伯太庁舎内) 電話 0854-37-9050

